

化学療法を受けられる患者さん・ ご家族の皆さんへ

当院では、子どもと家族のために、安心と信頼の化学療法の実施を推進するため、以下の取り組みを行っています。

- ・専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置しています。
- ・化学療法を実施した患者さんから、電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制を整備しています。
- ・化学療法を実施した患者さんの急変時等の緊急時に入院できる体制が確保されています。
- ・実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。
- ・就労と療養の両立に必要な情報を提供しており、診療情報提供後の勤務環境の変化を踏まえて、療養上必要な指導を行っています。